

甲第 59 号証

平成 29 年 1 月 7 日

証拠調べ申立書

公平委員長 殿

請求人氏名 三井 環

平成 25 年第 号不利益処分審査請求事案について、人事院規則 13
－ 1 第 48 条の規定に基づき、下記により公平委員会が証人を呼び出して
尋問する（又は証拠資料を提出させて調査する。）ことを申し立てます。

記

1 証人の氏名及び官職または職業

原田 明夫（元検事総長、現在弁護士）

2 証人の住所

〒106-0032 東京都港区六本木 5-13-3

キャピタル麻布 1101

3 証明しようとする事実

原田明夫元検事総長は「法務検察には裏金づくりは存在しない。それ

は事実無根である」と、記者発表までして、国民に大ウソとついた。また、請求人三井環が逮捕された直後、記者会見をして「口封じではない。裏金づくりはそもそも存在しない。裏金づくりと本件逮捕とは関係ない」などと、記者発表をしている。それが原点となって、法務委員会や予算委員会での国会議員の裏金追及に対して、法務官僚は、いずれも否定し、現在にまで、隠蔽を続いている状況にある。それらの真相を明らかにするため、下記の事項を中心として尋問をしたい。

①裏金づくりの実態

②口封じ逮捕の実態

③大阪高裁で裏金づくりが認定されたにもかかわらず、それを無視して、隠蔽続けるということは、検事としてはもとより、人として、すべきではないが、その心情を追及したい。

④平成14年1月末頃、亀谷直人と渡真利忠光らが、元大阪高検検事長の

荒川洋二弁護士 事務所を訪ね、メモを手渡しているが(荒川メモ、「怪文書」)、それが即日、当時の大阪高検次席検事大塚清明の元に届けられている。

その後、三井環の第一次逮捕事実の調査をした形跡はなく、いわゆる怪文書の類であるとして、大塚は自己の机に寝かしたままであった。

その 2 か月半後の、三井環が逮捕された 4 月 22 日の数日前、大塚が大阪地検佐々木茂夫検事正を訪ね、その怪文書をその検事正に手渡し、大仲検事が三井環の主任検事に指名された。

他の特捜部の検事が招集されたのは、4 月 21 日の日曜日であった。21 日の深夜、関係者の調書が全く作成されないまま、逮捕状を請求し、発布を得た。

このような経過については、当時の原田明夫検事総長には、逐一、報告がされていたものと思われるが、大塚次席検事が怪文書の類として寝かせていたものを、それを利用して、なぜ急に逮捕するようになったのか。その裏に何があったのか、等について尋問したい。すでに証拠資料として、提出しているが、4 月 22 日は、ザ・スクープ鳥越俊太郎の 録画撮りの日であった。

⑤原田明夫は、週刊朝日の取材に対して、裏金づくりを認めていた事実があるが、その真相。

⑥その他関連事項

4 尋問時間 約 1 時間 30 分

なお、平成 25 年 9 月 29 日付で、証拠調べ申立書を提出しているが、

一部、誤記があるので、本日、新たに、提出をする。

以上